

## ・ 工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について

(平16.7.1付34-84)

総務人事等担当理事  
経理資金担当理事 から 募集販売本部長 あて  
各支社長  
各地域支社長

改正 平成17年11月15日(イ)  
平成28年3月8日(ロ)  
令和2年1月7日(ハ)

標記について、入札・契約手続のより一層の透明性・競争性を確保するため、工事に係る発注の見通しに関する事項の公表に関する手続を下記のとおり定めたので、通知する。

この通達は、平成16年7月1日から施行する。

### 記

#### 1 対象工事

発注の見通しに関する事項を公表する工事は、当該年度及び翌年度に発注することが見込まれる工事であって、次の(1)から(4)までに該当する工事とする。ただし、機構の行為を秘密にする必要がある工事及び予定価格が250万円を超えないと見込まれる工事を除く。(ロ)

- (1) 一般競争に付そうとする工事
- (2) 詳細条件審査型一般競争に付そうとする工事(イ)
- (3) 指名競争に付そうとする工事(イ)
- (4) 随意契約によろうとする工事

#### 2 公表の方法

次に掲げる工事については、発注の見通しに係る3に掲げる事項を、次の方法によりそれぞれ公表するものとする。

##### (1) 1(1)の工事

本社並びに独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号。以下「実施細則」という。)第2条第5号に規定する本部等(以下「本部等」という。)においては、それぞれ掲示の方法

##### (2) 1(2)から(4)までの工事

本社、本部等及び実施細則第2条第7号に規定する事務所(以下「第7号事務所」という。)が位置する事務所においては、それぞれ閲覧所を設け、閲覧に供する方法(以下「閲覧」という。)

#### 3 公表の内容等

- (1) 公表の内容
    - ① 工事の名称
    - ② 工事の場所
    - ③ 工事の期間
    - ④ 工事種別
    - ⑤ 工事の概要
    - ⑥ 入札及び契約の方法
    - ⑦ 入札予定時期（随意契約によろうとする場合にあっては、契約の締結予定時期）
    - ⑧ その他必要な事項
  - (2) 掲示及び閲覧による公表の内容は、別添標準例によるものとする。
- 4 公表の時期及び期間
- 次に掲げる時期に、その時点における発注の見通しに関する事項を当該年度の3月31日まで公表することとする。ただし、必要に応じて随時発注の見通しに係る情報を公表することができることとする。(ロ)
- (1) 4月
  - (2) 7月（(1)の見通しに関する事項に見直しを加えたもの）
  - (3) 11月（(2)の見通しに関する事項に見直しを加えたもの）
  - (4) 2月（(3)の見通しに関する事項に見直しを加えたもの）(ハ)
- 5 インターネットによる公表
- 1 (1)から(3)に該当する工事については、3 (1)の事項について、4 (1)から(4)までに掲げる時期に、インターネットにより、その時点における発注の見通しを公表するものとする。
- 6 その他留意事項
- (1) 公表する内容は、公表する時点での発注の見通しであり、公表した後に変更又は追加があり得る旨を併せて明記すること。
  - (2) 2 (2)の閲覧による公表に当たっては、各閲覧所に閲覧所である旨の表示を行うとともに、閲覧場所、閲覧時間等を、あらかじめ本社、本部等及び第7号事務所の適切な場所に掲示しておくこと。

以 上

別添標準例(イ)(ロ)(ハ)

○年○月○日  
 独立行政法人都市再生機構  
 ○○本部等

独立行政法人都市再生機構○○本部等における ○年度の工事の発注の見通しを下記のとおり公表する。なお、ここに掲載する内容は、 ○年○月○日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの掲載と異なる場合又はここに記載されていない工事が発注される場合がある。

○年度工事発注の見通し

(担当部又は地区)

番号	工事名称	種別	工事場所	工事期間	入札・契約の方法	入札・契約の時期	工事概要	備考
1	○○建築工事	建築	○○県○○市	約○か月	詳細一般	第○四半期	鉄筋コンクリート造、 ○階建て ○○戸	
2	○○土木工事	土木	○○県○○市	約○か月	指名	第○四半期	○○工事 約L=○○ m	
⋮								
⋮								

以下、○年度（翌年度）工事発注の見通し

⋮	○○土木工事	土木	○○県○○市	約○か月	詳細一般	第○四半期	○○工事 約L=○○ m	
---	--------	----	--------	------	------	-------	-----------------	--

[作成上の留意点]

- 1 工事に係る発注の見通しは、担当部又は地区別に作成するものとする。
- 2 公表すべき工事に係る発注の見通しがない場合であっても、該当がない旨の表示を行うものとする。
- 3 一般競争入札方式で公表する工事に係る発注の見通しについては、掲示のほか閲覧においても公表することができるものとする。
- 4 適宜必要な事項を追加できるものとする。